別表第四号第１の表の注を次のように改める。

注１　「（何）総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては沖縄総合通信事務所長とする。

２　包括免許に係る特定無線局の検査の場合は、「識別信号」とあるのは「包括免許の番号」と、「免許等の番号」とあるのは「特定無線局の番号（免許規則第24条の２第１項第３号に規定する特定無線局の番号をいう。以下同じ。）」とする。

別表第四号第２の表の注を次のように改める。

注１　「（何）総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあつては沖縄総合通信事務所長とする。

２　包括免許に係る特定無線局の検査の場合は、「識別信号」とあるのは「包括免許の番号」と、「免許の番号」とあるのは「特定無線局の番号」とする。

別表第四号の二の表の注に次のように加える。

３　包括免許に係る特定無線局の検査の場合は、「識別信号」とあるのは「包括免許の番号」と、「免許の番号」とあるのは「特定無線局の番号」とする。

別表第五号の二の表の注に次のように加える。

５　包括免許に係る特定無線局の検査の場合は、「免許の番号」とあるのは「包括免許の番号」と、「識別信号」とあるのは「特定無線局の番号」とする。

別表第五号の三の表の注に次のように加える。

６　包括免許に係る特定無線局の点検の場合は、「免許の番号」とあるのは「包括免許の番号」と、「識別信号」とあるのは「特定無線局の番号」とする。

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第一項中「次の事項」の下に「（施行規則第十五条の二第二項第二号に掲げる特定無線局にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）」を加え、同項第三号から第六号までを次のように改める。

三　包括免許に係る特定無線局ごとの番号（以下「特定無線局の番号」という。）

四　特定無線局を開設した日

五　無線設備の設置場所

六　無線設備の工事設計の内容

第二十四条の二第二項中「別表第五号の五の二」の下に「（施行規則第十五条の二第二項第二号に掲げる特定無線局にあつては、別表第五号の五の三）」を加える。

第二十四条の四中「事項」の下に「（施行規則第十五条の二第二項第二号に掲げる特定無線局にあつては、第二十四条の二第一項第一号、第二号及び第六号に掲げる事項並びに第四号及び第五号に掲げる事項）」を加え、同条第三号から第五号までを次のように改める。

三　特定無線局の番号

四　廃止した年月日

五　包括免許に係る全ての特定無線局を廃止したときは、その旨

第五号の五第２の様式の電波の型 空中線電力の欄に記載された事項
第五号の五の三の様式の以下の欄 項
設置場所の欄
線設備の番号の欄

を

９　３の項から７の項までに掲げる無線局であつて、適合表示無線設備又は検定合格機器のみを使用する無線局（10の項及び11の項に掲げる無線局を除く。）	１　免許規則別表載された事項 ⑴　無線設備の ⑵　電波の型式 ２　免許規則別表５又は第８の様 ⑴　送信機の欄は名称の欄又 ⑵　空中線の欄 ⑶　給電線等の
10　包括免許に係る特定無線局（第15条の２第２項第１号及び第３号に掲げる無線局に係るものに限る。）	免許規則別表第記載された事項 １　無線設備の設 ２　適合表示無線 ３　空中線の欄の ４　給電線等の欄 ５　発射する電波欄の全ての欄
11　包括免許に係る特定無線局（第15条の２第２項第２号に掲げる無線局に係るものに限る。）	１　免許規則別表式、周波数及び ２　免許規則別表に記載された事 ⑴　無線設備の ⑵　適合表示無

免許規則別表第五号の二の様式の以下の欄に記された事項 無線設備の設置場所又は移動範囲の欄 電波の型式、周波数及び空中線電力の欄
免許規則別表第二号の二第２、第３、第４、第又は第８の様式の以下の欄に記載された事項 送信機の欄のうち検定番号の欄、検定番号又は名称の欄又は技術基準適合証明番号の欄 空中線の欄のすべての欄 給電線等の欄のすべての欄
免許規則別表第五号の五第２の様式の電波の型、周波数及び空中線電力の欄に記載された事項
免許規則別表第五号の五の二の様式の以下の欄記載された事項 無線設備の設置場所の欄 適合表示無線設備の番号の欄

に改める。

第五号の二の様式の以下の欄に記 設置場所又は移動範囲の欄 、周波数及び空中線電力の欄
第二号の二第２、第３、第４、第式の以下の欄に記載された事項 のうち検定番号の欄、検定番号又は技術基準適合証明番号の欄 の全ての欄 欄の全ての欄
五号の五の二の様式の以下の欄に 置場所の欄 設備の番号の欄 全ての欄 の全ての欄 の型式、周波数及び空中線電力の